

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、県内の高校生が、福祉施設等において障がい者とアート活動を通して交流し、その体験や感じた思いを新聞（タブロイド）の発行・配布とラジオ番組への出演により広く発信する「まじわる新聞・まじわるラジオ」の企画運営である。</p> <p>本業務を企画運営するためには、県内の障がい者や障害福祉サービス事業所等の芸術文化活動状況等を熟知し、障がい者芸術についての専門的知識を有している必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>（公財）岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）は平成30年7月に芸術文化活動を行う障がい者やその家族、福祉施設等を支援する拠点である「岐阜県障がい者芸術文化支援センター」を設置し、全県を対象に障がい者の芸術文化活動に関する相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり、活動に参加する機会の確保及び情報収集・発信等、様々な事業を実施している県内唯一の団体である。</p> <p>このため、障がい者の文化芸術についての専門的知識を有しているばかりでなく、障がい者や障害福祉サービス事業所等の文化芸術活動の状況も熟知し、これらとネットワークを構築している。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に実施できるのは、財団において他にない。</p>